

# 古仁屋中学校同窓会「山水会」会則

## 第1章 総則

第1条 本会の名称を古仁屋中学校同窓会「山水会」と称する。

第2条 本会の本部を瀬戸内町立古仁屋中学校内に置く。

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会の総会は年1回行うものとする。

第5条 本会は次の事業を行う。

- (1) 年1回の総会及び親睦会
- (2) 卒業生各回ごとの名簿作成
- (3) 校区内外の奉仕事業等
- (4) 「山水会総会」等の様子を古仁屋中学校ホームページに掲載する。
- (5) 島外(含む名瀬市)、本土での支部会
- (6) 本会の目的を達成するための事業

第6条 本会は古仁屋中学校長を顧問に推挙する。

本会は古仁屋中学校PTA役員(会長・副会長)を顧問に推挙する。

## 第2章 会員

第7条 本会の会員は古仁屋中学校の卒業生及び本校に在籍した者とする。

第8条 古仁屋中学校に在籍した教職員は特別会員とする。

## 第3章 機関

第9条 本会に下記の機関を置く。

- 1 理事会    2 幹事会    3 総会    4 支部会

第10条 理事会は次のことを行う。

- (1) 事業の決定
- (2) 決算作成
- (3) 次年度の事業計画立案及び予算の作成
- (4) 理事の選考
- (5) 会則の見直し
- (6) その他の事項

第11条 幹事会は次のことを行う。

- (1) 事業承認
- (2) 決算承認
- (3) 次年度の事業計画及び予算承認
- (4) 理事の承認
- (5) 会則の見直し
- (6) その他の事項

第12条 総会は次のことを行う。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 次年度の事業計画及び予算報告
- (4) 理事の報告
- (5) 会則の見直し報告
- (6) その他の事項

総会は出席者の同意を求めて成立する。特に必要を認めた場合は臨時総会を開くことができる。

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。事務局は本会の会計、記録及び連絡にあたり、幹事は本会の運営にあたる。

第14条 本会は、会員の中から会計監査役2名を選出し、会計監査にあたる。

## 第4章 理事会

第15条 理事会は、次の者をもって構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名（男性2名、女性2名）
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 4名（男性2名、女性2名）
- (5) 顧問

第16条 理事は幹事会の承認をもって決定する。

第17条 理事の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第18条 理事会は会長が招集し、会務を行う。

## 第5章 幹事会

第19条 幹事会は、次の者をもって幹事会を構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名（男性2名、女性2名）
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 4名（男性2名、女性2名）
- (5) 顧問
- (6) 幹事 各卒業年度 代表1名
- (7) 監査役 2名

第20条 幹事会は会長が招集し、会務を行う。

## 第6章 会計

第21条 本会の経費は入会金、会費（各学年年会費として3,000円）、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第22条 本会の会計は、4月より翌年の3月までとする。

第23条 本会の会計決算は、監査役の監査を受けた後、総会において報告する。

## 第7章 支部

第24条 各地区の支部内において、会員相互の親睦を図るとともに、母校発展に寄与する本会の目的を支部会員に伝達する。

- (1) 支部は、名瀬、沖縄、九州、関西、関東の5支部等とする。
- (2) 支部は、会長、副会長、幹事を各1名置く。
- (3) 名称「名瀬山水会」「沖縄山水会」「九州山水会」「関西山水会」「関東山水会」とする。

## 第8章 付則

第25条 会費については理事会で決定する。

第26条 本会則は平成11年10月13日から施行する。

平成12年6月 6日一部改訂（第15条の(5)）

平成13年5月15日一部改訂（第9～13条）

平成13年5月15日挿入（第4章、第5章）

平成14年4月23日一部改訂（第15条、第19条）

平成14年5月21日一部改訂（第21条）

平成18年6月24日一部改訂（第6条）

平成27年5月29日一部改訂（第1章の(4)）

平成29年5月18日一部改訂（第1章第4条）